

令和5年度
八潮市外部評価報告書

令和6年2月
八潮市外部評価委員会

目 次

1.	八潮市外部評価の目的	1
2.	八潮市外部評価委員会の職務	1
3.	会議日程	1
4.	行政内部の行政評価	2
5.	外部評価対象事業の選定	6
	(1) 事務事業評価の選定	6
	①1次選定の基準	6
	②2次選定の基準	6
	(2) 年次事業評価の選定基準	7
6.	外部評価対象事業	8
7.	評価の流れ	9
	(1) 事務事業評価に対する外部評価	9
	(2) 年次事業評価に対する外部評価	9
	(3) 現地調査を伴う外部評価	9
	(4) 外部評価実施済み事業の再評価	9
8.	評価	10
	(1) 事務事業評価に対する評価	10
	①事業の評価に対する評価	10
	②総合評価に対する評価	11
	③今後の方向性について	12
	(2) 年次事業評価に対する評価	13
	①事業の評価に対する評価	13
	②総合評価に対する評価	14
9.	外部評価の結果（概要）	15
	(1) 事務事業評価に対する外部評価の結果	15
	(2) 年次事業評価に対する外部評価の結果	17
10.	外部評価の結果（個別）	19
	・要保護児童対策事業	23
	・平和推進事業	25
	・交通安全指導・教育事業	27
	・八潮市立おおぜ学童保育所	29
	・八潮市立はちじょうきた学童保育所	32
	・八潮市立どんぐり学童クラブ	35
	・八潮市知的障害者生活サポートセンター	38

・八潮市障がい者福祉施設虹の家	41
11. 全体に関する意見	44

資料編

令和 5 年度事務事業評価シート	46
令和 5 年度年次事業評価シート	52
平成 29 年度八潮市行政評価における外部評価報告書（抜粋）	74
令和 5 年度外部評価シート	76
八潮市外部評価委員会委員名簿	80

1. 八潮市外部評価の目的

事業の実施主体である市が実施した事務事業評価及び年次事業評価¹について、外部評価委員が市民の立場に立って評価を行うことにより、事務事業評価及び年次事業評価の客観性・透明性を確保し、効率的かつ効果的な行政運営を推進することを目的とする。

2. 八潮市外部評価委員会の職務

八潮市外部評価委員会（以下「本委員会」という。）の職務は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）別表に、次のとおり定められている。

八潮市附属機関設置条例 別表（第2条関係）

附属機関名	職務
八潮市外部評価委員会	市の事務事業評価及び八潮市公の施設 ² の指定管理者 ³ の指定の手續等に関する条例に基づく年次事業評価に関する事項を調査審議する。

3. 会議日程

令和5年度八潮市外部評価委員会の日時、開催方法及び主な内容は、表1のとおりである。

表1 令和5年度八潮市外部評価委員会の日程

回数	日時	開催方法	主な内容
第1回	令和5年10月16日（月） 9:30～正午	市役所 第2応接室	・ 外部評価の概要説明 ・ 外部評価3事業 （年次事業評価3事業）
第2回	令和5年10月23日（月） 9:30～正午	やしお生涯 楽習館セミ ナー室4	・ 外部評価3事業 （年次事業評価2事業） 【うち1事業が現地視察】
第3回	令和5年11月13日（月） 9:30～正午	やしお生涯 楽習館セミ ナー室1	・ 外部評価3事業 （事務事業評価3事業） 【うち1事業が再評価】
第4回	令和6年1月31日～ 令和6年2月16日	書面開催	・ 外部評価の総括

1 年次事業評価

市が指定管理者の業務の遂行状況及び運営により提供されるサービスについて評価するもの。また、公の施設の管理運営に関する事務事業の中で、指定管理者制度^{*}は、公の施設を管理運営する一つの手法であり、指定管理者の業務について市が評価した年次事業評価は、事務事業評価の基礎となる。

※指定管理者制度…公の施設の管理運営を指定管理者に委任し、民間委託事業者等のノウハウを生かした市民サービスの向上、経費の節減及び効率性の向上を図ることを目的とした制度。

2 公の施設

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的のために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設。

（例：社会教育施設《図書館、公民館等》・

社会福祉施設《老人福祉センター、保健センター、児童館等》等）

3 指定管理者

地方公共団体から公の施設の管理を任される団体^{*}（民間事業者、NPO法人など）

※団体であれば法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。

4. 行政内部の行政評価

市では、令和4年度に実施した42施策、369事務事業を対象に、行政内部の行政評価として「施策評価」及び「事務事業評価」を実施した。また、指定管理者によって管理される13の施設について、年次事業評価を実施した。

施策評価の目的は、施策レベルで投入コストや成果（業績）を把握し、八潮市総合計画の進捗管理を行うことと、施策の現状、課題などを分析し、施策の展開方針を示すことである。

事務事業評価の目的は、市の実施する事務事業について評価することにより、事務事業の見直し、職員の意識改革、さらに市民への説明責任を果たすことと、総合的・計画的・効率的な行政運営を推進し、市民満足度の向上を図ることである。

年次事業評価の目的は、市が指定管理者の業務の遂行状況及び運営により提供されるサービスについて評価することにより、指定管理者に対して、施設の適正な運営やサービスの向上を促すことである。

本委員会では、「事務事業評価」3事業及び「年次事業評価」5事業について評価を行った。令和5年度（令和4年度実施事業）施策評価・事務事業評価及び年次事業評価の結果は、表2、表3及び表4のとおりである。

表2 令和5年度施策評価結果（令和4年度に実施した42施策）

評価項目	説明	評価内容	件数(件) ※1	割合(%) ※2
課題	目標達成のための課題	課題はほとんどない	1	2
		ある程度課題がある	53	87
		大きな課題がある	7	11
		計	61	100
総合評価	成果指標や事務事業評価結果を踏まえ進捗度を総合的に評価	順調	10	16
		概ね順調	50	82
		遅れ	1	2
		計	61	100
方向性	今後の施策の方向	現状のまま推進	40	66
		見直して推進	20	33
		大幅に見直して推進	1	2
		計	61	100
	「見直して推進」、「大幅に見直して推進」の21事業のうち	重点化	12	
		縮小	0	
		その他	9	

※1 施策に対し、複数の関係部署がある施策は、それぞれの部署が施策評価を行ったため、評価の合計が42にならない。

※2 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても100%にならない場合がある。

表 3 令和 5 年度事務事業評価結果（令和 4 年度に実施した 369 事務事業）

評価項目	説明	評価内容	件数	割合 (%) ※1
必要性	当該事務事業について市が関与する必要性	非常に高い	271	73
		高い	86	23
		ある程度認められる	12	3
		計	369	100
目標達成度	令和 4 年度の目標達成度	達成した (100%)	114	31
		概ね達成した (80%以上)	213	58
		達成できなかった (80%未満)	42	11
		計	369	100
実施内容・方法	成果向上やコスト削減のための見直しの余地	余地が大きい	12	3
		ある程度余地がある	308	83
		余地がない	49	13
		計	369	100
公平性	i. 受益者が一部に偏っているか	偏りがある	54	15
		やや偏りがある	95	26
		偏りがない	96	26
		非該当	124	34
		計	369	100
	ii. 受益者負担の見直しの余地※2	余地がある	73	30
		余地がない	32	13
		受益者負担がない	87	36
		非該当	53	22
		計	245	100
課題	評価時点で認識されている問題・課題	課題はほとんどない	37	10
		ある程度課題がある	297	80
		大きな課題がある	35	9
		計	369	100
総合評価	最終目標に対する進捗状況	順調	123	33
		概ね順調	226	61
		遅れ	18	5
		評価対象外※3	2	1
		計	369	100
今後の方向性	計画期間を通じた方向	現状のまま継続	269	73
		休止・廃止	0	0
		終了・完了	4	1
		見直して継続	84	23
		他事業と統合して継続	12	3
		計	369	100
	見直し方針:「見直して継続」、「他事業と統合して継続」の 96 事業のうち※4	重点化 (拡充)	57	
		手段を改善	34	
		効率・簡素化	6	
		その他	5	

- ※1 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても 100%にならない場合がある。
- ※2 「i. 受益者が一部に偏っているか」の中で「非該当」と回答した場合は「ii. 受益者負担の見直しの余地」には回答しないため、合計が 369 事業にならない。
- ※3 令和 4 年度に事業を行わなかったため、評価対象外とした。
- ※4 見直し方針について複数回答した事業があるため、「見直して継続」及び「他事業と統合して継続」の合計である 96 事業にならない。

表 4 令和 5 年度年次事業評価結果（令和 4 年度に指定管理者が管理した 13 施設）

評価項目	説明	評価	件数	割合 (%)※1
利用者満足度	利用者満足度は、毎年行われる利用者満足度調査から得られた評価を、表 5 の算出方法に従って、5 から 1 までの 5 段階で示したものを。	5	1	8
		4	11	85
		3	1	8
		2	0	0
		1	0	0
総合評価	年次事業評価の各項目の評価と、利用者満足度指数から、表 6 の評価基準に従って、S から D までの 5 段階で示したものを。	S	1	8
		A	11	85
		B	1	8
		C	0	0
		D	0	0

※1 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても 100%にならない場合がある。

表 5 利用者満足度調査に係る利用者満足度指数の算出方法（この表は例です）

①「当施設の管理者に対する評価」を5段階で点数化する。

当施設の管理者に対する評価	人数(A)	点数(B)	計(A×B)
5. 非常に満足	30	5	150
4. 満足	10	4	40
3. どちらでもない	5	3	15
2. 不満	2	2	4
1. 非常に不満	1	1	1
計	① 48		② 210

②平均点数を算出する。（小数点第3位以下切り捨て）

平均点数（②÷①）

4.37

③平均点数から利用者満足度指数を決定する。

利用者満足度指数

4

平均点数	満足度指数
4.75～5.00	5
4.00～4.74	4
3.00～3.99	3
2.00～2.99	2
1.00～1.99	1

表 6 年次事業評価に係る総合評価の評価基準

総合評価	評価基準
S：「協定内容あるいは要求水準等」に対して優れている。	年次事業評価が全てAであり、利用者満足度指数が5ポイントである場合
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である。	年次事業評価にCがなく、Aが2/3以上であり、利用者満足度指数が4ポイント以上である場合
B：「協定内容あるいは要求水準等」に対して概ね良好である。	年次事業評価にCがなく、Aが1/2以上であり、利用者満足度指数が3ポイント以上である場合
C：「協定内容あるいは要求水準等」に対して努力を要する。	年次事業評価にCがなく、Aが1/2未満である。または、利用者満足度指数が2ポイントである場合
D：「協定内容あるいは要求水準等」に対して下回る。	年次事業評価にCがある。または、利用者満足度指数が1ポイントである場合

5. 外部評価対象事業の選定

(1) 事務事業評価の選定

本委員会では、市が実施する事務事業評価のうち、外部評価対象事業として、次の選定基準により 3 事業を決定した。

① 1 次選定の基準

企画経営課が、教育委員会（教育総務部・学校教育部）の実施する事務事業※（61 事業）及び次の条件に該当する事務事業を除く 38 事業を決定する。

- ・ 国や県が主体となって実施する事務事業
- ・ 職員が対象となるなど、内部管理のみの事務事業
- ・ 令和 4 年度に予算または人件費のない事務事業
- ・ 積立金や償還金、利子等の支出もしくは他会計への繰出のみの事務事業
- ・ 経営資源の事業費・労働量が「削減」の事務事業
- ・ 前年度に外部評価対象となった担当課の事務事業（再評価対象事業を除く。）
- ・ 過去に外部評価を実施した事務事業（再評価対象事業を除く。）

② 2 次選定の基準

1 次選定された 38 事業の中から、外部評価委員が外部評価すべき事業を選定する。外部評価委員の選定結果を集計し、選定した 3 事業を外部評価対象事業とする。

※教育委員会の事業については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定により、教育に関し学識経験を有する者による「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を行っているため対象外とした。

(2) 年次事業評価の選定基準

本委員会による評価は、次年度以降、指定管理者が施設の運営に反映できるよう、原則として指定期間内の2年目または3年目における年次事業評価を対象とするが、各年度の評価対象施設数に偏りがないように調整する。

指定管理者が管理する施設に対する年次事業評価について、外部評価を行うスケジュール(予定)は表7のとおりである。

表7 指定管理者が管理する施設に対する評価年度スケジュール(予定)【全13施設】

番号	施設名	指定管理期間と評価年度					
		R5	R6	R7	R8	R9	R10
1	八潮市立コミュニティセンター		評価				評価
2	八潮市老人福祉センター寿楽荘		評価				評価
3	八潮市老人福祉センターすえひろ荘		評価				評価
4	八潮市高齢者福祉施設やしお苑		評価				評価
5	八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ					評価	
6	八潮市障がい者福祉施設わかくさ					評価	
7	八潮市障がい者福祉施設虹の家	評価				評価	
8	八潮市障がい者福祉施設やまびこ			評価			
9	八潮市知的障害者生活サポートセンター	評価				評価	
10	八潮市立はちじょうきた学童保育所	評価			評価		
11	八潮市立どんぐり学童クラブ	評価			評価		
12	八潮市立八條図書館及び八條公民館			評価			
13	八潮市立おおぜ学童保育所	評価			評価		
評価対象施設数		5	4	2	3	4	4

※白抜きは現在の指定管理期間、網掛けは令和6年1月1日現在で想定される指定管理期間を表記している。

6. 外部評価対象事業

事務事業評価及び年次事業評価の選定基準に基づき、表 8 及び表 9 のとおり外部評価対象事業を決定した。

なお、「3. 交通安全指導・教育事業」については、平成 29 年度に外部評価を実施した事業であるが、再評価として外部評価を実施した。

表 8 令和 5 年度八潮市外部評価対象 事務事業評価 一覧表

番号	施策の柱	事業名	担当課名
1	健康福祉・子育て	要保護児童対策事業	子ども家庭支援課
2	教育文化・コミュニティ	平和推進事業	人権・男女共同参画課
3	防災・防犯・消防・救急	交通安全指導・教育事業	交通防犯課

表 9 令和 5 年度八潮市外部評価対象 年次事業評価 一覧表

番号	施設名	担当課名
4	八潮市立おおぜ学童保育所	保育課
5	八潮市立はちじょうきた学童保育所	保育課
6	八潮市立どんぐり学童クラブ	保育課
7	八潮市知的障害者生活サポートセンター	障がい福祉課
8	八潮市障がい者福祉施設虹の家	障がい福祉課

7. 評価の流れ

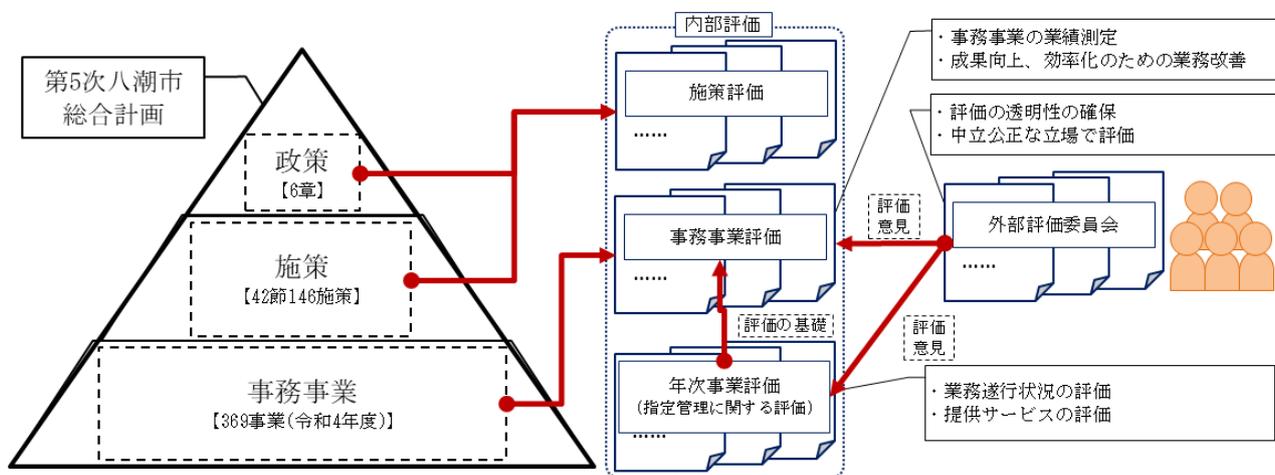
(1) 事務事業評価に対する外部評価

事務事業評価に対する外部評価は、事務事業評価シート（P45 以降参照）に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果について説明を受け、その後に質疑応答を行い、事務事業評価が適切に行われているか評価を行った。

(2) 年次事業評価に対する外部評価

年次事業評価に対する外部評価については、年次事業評価シート（P52 以降参照）等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果について説明を受け、その後に質疑応答を行い、年次事業評価が適切に行われているか評価を行った。

図 1 外部評価と事務事業評価及び年次事業評価の関係（イメージ）



(3) 現地調査を伴う外部評価

平成 23 年度から、外部評価委員が施設や現地等を実際に確認し、評価を行う、現地調査を伴う外部評価を取り入れた。

現地調査を伴う外部評価として、はじめに施設や現場等の現地調査を行いながら、施設や現場等の概要の説明を受けた。その後、評価シート等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果の説明を受け、質疑応答を行い、評価が適切に行われているか評価を行った。

(4) 外部評価実施済み事業の再評価

平成 25 年度から、過去に実施した外部評価により明確となった課題が改善され、適切に評価しているかを確認するため、評価実施済み事業を再評価することとした。

外部評価実施済みの事業の再評価は、事務事業評価シート及び当該事業における過去の外部評価結果等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果、課題の改善状況等の説明を受け、その後、質疑応答を行い、課題の改善状況等を踏まえ、事務事業評価が適切に行われているか評価を行った。

8. 評価

(1) 事務事業評価に対する評価

本委員会では、市の実施した事務事業評価に対して、「必要性」「目標達成度」「実施内容・方法」「公平性」「総合評価」の項目ごとに、評価が適切に行われているかについて評価した結果を本委員会の評価とした。

なお、「今後の方向性」については、各外部評価委員の考えを示した。

①事業の評価に対する評価

事務事業評価シートや担当課作成の事業内容、評価結果の説明資料に基づき、外部評価委員が事務事業評価シートの「事業の評価」に掲げる各評価結果について評価した。

各評価項目に対する評価は、表10「事務事業評価に対する評価基準」に基づき、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」の5段階評価とし、「最適な評価」を5点、「適切でない評価」を1点として、外部評価委員が評価した結果の平均点を用いた。

表10 事務事業評価に対する評価基準

評価項目	評価の視点
必要性 (市が関与する必要性)	<ul style="list-style-type: none">・ 市民からの要望を的確に捉え評価しているか。・ 社会情勢の変化を的確に捉え評価しているか。・ 利用者や対象者の減少などを的確に捉え評価しているか。・ 市が事業を廃止・休止した場合の市民に与える影響を的確に捉え評価しているか。・ 市民の生活水準の維持・向上への寄与を的確に捉え評価しているか。
目標達成度 (令和4年度の目標達成度)	<ul style="list-style-type: none">・ 目的(目標)を的確に捉え評価しているか。・ 事業成果・効果を的確に判断し評価しているか。・ 市民満足度を的確に捉え評価しているか。・ 適切な指標を設定し、指標の達成度を的確に捉え評価しているか。
実施内容・方法 (成果向上・コスト削減のための見直しの余地)	<ul style="list-style-type: none">・ 効率化の余地を的確に捉え評価しているか。・ 費用対効果を的確に捉え評価しているか。・ 事業の担い手や進め方等の見直しの余地を的確に捉え評価しているか。・ 進行状況を的確に捉え評価しているか。
公平性 (受益者が一部に偏っているか・受益者負担の見直しの余地)	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者(受益者)の偏りを的確に捉え評価しているか。・ 受益者負担の公平性を的確に捉え評価しているか。

②総合評価に対する評価

事務事業評価シート、担当者作成の事業内容や評価結果の説明資料及び外部評価委員からの質問事項に対する回答に基づき、外部評価委員が事務事業評価シートの「総合評価」に対し適切に評価されているか評価を行った。

なお、評価に当たっては、「事業目的」、「事業の実施状況(見込み)」、「活動指標・成果指標」、「計画期間を通じた課題と対応策」を踏まえ、最終目標の達成に向けた進捗状況が適切に評価されているか、という視点から評価を行い、表 11「総合評価に対する評価基準」に基づき、各外部評価委員が5点から1点までの5段階評価を実施した。

また、各外部評価委員の「総合評価」を集計し、「委員会の評価」に基づき、本委員会の評価とした。委員会の評価は、総合評価の集計結果を「25点から23点」をA、「22点から18点」をB、「17点から13点」をC、「12点から8点」をD、「7点から5点」をEとしたものである。

表 11 総合評価に対する評価基準

評価区分	説明	総合評価	委員会の評価
A:最適な評価	・市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から大変説得力がある。	5点	25 } 23
B:適切な評価	・市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から説得力がある。	4点	22 } 18
C:概ね適切な評価	・市が実施した総合評価は概ね適切であり、客観性の面から概ね理解できる。	3点	17 } 13
D:やや適切でない評価	・市が実施した総合評価は適切とは言えず、客観性の面から必ずしも妥当性があるとは言えない。	2点	12 } 8
E:適切でない評価	・市が実施した総合評価は不適切であり、客観性の面からも見直し、改善すべき点が多い。	1点	7 } 5

③今後の方向性について

各外部評価委員が、「①事業の評価に対する評価等」を考慮し、次の表 12 に掲げる区分に従い、「今後の方向性」を考察した。

表 12 今後の方向性

区分	説明
重点化（拡大）	令和4年度と比較して、事業を重点化（拡大）して実施する。
現状維持	令和4年度と比較して、事業を同規模で実施する。
縮小	令和4年度と比較して、事業を縮小して実施する。
休止・廃止	令和4年度の翌年度以降、事業を休止・廃止する。
その他	上記4区分以外の方向性を表す。

(2) 年次事業評価に対する評価

本委員会では、市の実施した年次事業評価に対して、「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」「総合評価」の項目ごとに、評価が適切に行われているかについて評価した結果を本委員会の評価とした。

①事業の評価に対する評価

年次事業評価シートや担当課作成の事業内容、評価結果の説明資料及び外部評価委員からの質問事項に対する回答に基づき、外部評価委員が年次事業評価シートの各評価結果について評価した。

各評価項目に対する評価は、表 13 「年次事業評価に対する評価基準」に基づき、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」の5段階評価とし、「最適な評価」を5点、「適切でない評価」を1点として、外部評価委員が評価した結果の平均点を用いた。

表 13 年次事業評価に対する評価基準

年次事業評価の評価項目	市が実施した各項目についての評価の視点
開館時間	開館予定日、開館時間は守られているか
管理執行体制に関する事項	業務遂行に必要な職員配置や業務の処理に適した執行体制、業務の処理過程におけるチェック機能が確保されているか等
個人情報の保護	個人情報が入潮市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱われているか、個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか
利用者への対応及びサービス等の向上	事業計画に基づいた行事は行われているか、利用者アンケート等を実施し、自己分析や業務改善を行っているか等
利用許可業務	利用者の公平な選考を行っているか、利用料金は適正に設定され、徴収、減免の手続きは適正か等
施設設備及び物品の維持管理	施設の維持管理や保安管理は適正か、施設の改修・修繕は市との協議の上で行われているか等
経費の執行管理	経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか、資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか等
その他の事項	業務の一括委託などは行われていないか、損害賠償保険に加入しているか

②総合評価に対する評価

年次事業評価シート、評価者である課長級職員等による事業内容や評価結果の説明に基づき、外部評価委員が年次事業評価シートの「総合評価」に対し適切に評価されているか評価を行った。

なお、評価に当たっては、全ての評価内容や事業内容を的確に捉え評価しているか、事業の目的を的確に捉え評価しているか、事業の実施状況や進捗状況を的確に捉え評価しているか、各評価項目の評価と矛盾のない評価をしているか、課題や改善策についても具体的に検討の上で評価しているか、という視点から評価を行い、表 14「総合評価に対する評価基準」に基づき、各外部評価委員が 5 点から 1 点までの 5 段階評価を実施した。

また、各外部評価委員の「総合評価」を集計し、「委員会の評価」に基づき、本委員会の評価とした。委員会の評価は、総合評価の集計結果を「25 点から 23 点」を A、「22 点から 18 点」を B、「17 点から 13 点」を C、「12 点から 8 点」を D、「7 点から 5 点」を E としたものである。

表 14 総合評価に対する評価基準

評価区分	説明	総合評価	委員会の評価
A:最適な評価	市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から大変説得力がある。	5 点	25 } 23
B:適切な評価	市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から説得力がある。	4 点	22 } 18
C:概ね適切な評価	市が実施した総合評価は概ね適切であり、客観性の面から概ね理解できる。	3 点	17 } 13
D:やや適切でない評価	市が実施した総合評価は適切とは言えず、客観性の面から必ずしも妥当性があるとは言えない。	2 点	12 } 8
E:適切でない評価	市が実施した総合評価は不適切であり、客観性の面からも見直し、改善すべき点が多い。	1 点	7 } 5

9. 外部評価の結果（概要）

市が実施した事務事業評価、年次事業評価及び本委員会の評価は、表 15 及び表 16 のとおりである。

(1) 事務事業評価に対する外部評価の結果

事務事業評価における総合評価に対する評価については、外部評価対象とした 3 事業のうち、2 事業を「A：最適な評価」、1 事業を「B：適切な評価」とした。

なお、「①必要性」「②目標達成度」「③実施内容・方法」「④公平性」及び「⑥総合評価」に対する本委員会の評価は、市の事業を評価したものではなく、市が実施した「事務事業に対する評価」が適切であるかを外部評価委員が評価したものである。

表 15 事務事業評価（内部評価）及び外部評価の結果

事業名		①必要性	②目標達成度	③実施内容・方法	
1	要保護児童対策事業	内部評価	A	B	見直しの余地がある
		外部評価	4.8	4.6	5.0
2	平和推進事業	内部評価	A	C	見直しの余地がある
		外部評価	4.2	3.8	4.4
3	交通安全指導・教育事業	内部評価	A	B	見直しの余地がある
		外部評価	4.8	4.4	4.8

※上段は市が実施した事務事業評価（内部評価）、下段は本委員会の評価結果となっている。

④公平性	⑤課題	⑥総合評価	⑦今後の方向性
偏りがある 非該当	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	見直して継続 重点化（拡充）
4.8	—	A：最適な評価	P.24(4)参照
やや偏りがある 余地がある	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	現状のまま継続
4.4	—	B：適切な評価	P.26(4)参照
偏りが無い 余地が無い	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	現状のまま継続
5.0	—	A：最適な評価	P.28(4)参照

(2) 年次事業評価に対する外部評価の結果

年次事業評価における総合評価に対する評価については、外部評価対象とした5事業を「A：最適な評価」とした。

なお、「①開館時間」「②管理執行体制に関する事項」「③個人情報の保護」「④利用者への対応及びサービス等の向上」「⑤利用許可業務」「⑥施設設備及び物品の維持管理」「⑦経費の執行管理」「⑧その他の事項」及び「⑨総合評価」に対する本委員会の評価は、市の事業を評価したのではなく、市が実施した「年次事業に対する評価」が適切であるかを外部評価委員が評価したものである。

表 16 年次事業評価（内部評価）及び外部評価の結果

施設名		① 開館 時間	②管理執行体制 に関する事項			③個人情 報の保護		④利用者への対応及 びサービス等の向上				⑤利用許可業務				
			開館 予定日、 時間	職員 数	チェ ック機 能	法令 遵守	適正 な取 り扱 い	マニ ュアル の作 成	行事 の実 行	自己 分析、 業務 改善	トラ ブル 対応	職員 研修	利用 料金 の設 定	減免 の手 続き	利用 料金 の徴 収	公平 な選 考
4	八潮市立おおぞ 学童保育所	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		外部 評価	5.0	4.8			5.0		5.0				5.0			
5	八潮市立はちじ ょうきた学童保 育所	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		外部 評価	5.0	4.8			5.0		5.0				5.0			
6	八潮市立どんぐ り学童クラブ	内部 評価	A	B	A	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A
		外部 評価	5.0	4.8			5.0		4.8				5.0			
7	八潮市知的障害 者生活サポート センター	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	-	-	-	A
		外部 評価	5.0	5.0			5.0		4.6				4.8			
8	八潮市障がい者 福祉施設虹の家	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	-	-	-	A
		外部 評価	5.0	5.0			5.0		5.0				5.0			

※上段は市が実施した年次事業評価（内部評価）、下段は本委員会の評価結果となっている。

※⑤利用許可業務のうち、該当する業務がない項目は、評価対象外として「-」と表記している。

⑥施設設備及び物品の維持管理						⑦経費の執行管理				⑧その他の事項		⑨総合評価
施設の維持管理	施設の改修・修繕	施設の保安管理	清掃業務	安全衛生管理	物品の管理	経費の効率化	経費の執行体制	適正な管理	経理規程等の整備	一括委託	賠償保険	
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
5.0						5.0				5.0		A：最適な評価 P. 30(2)参照
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
5.0						5.0				5.0		A：最適な評価 P. 33(2)参照
A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A
5.0						5.0				5.0		A：最適な評価 P. 36(2)参照
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	S
5.0						4.8				5.0		A：最適な評価 P. 39(2)参照
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
5.0						4.8				5.0		A：最適な評価 P. 42(2)参照

10. 外部評価の結果（個別）

本委員会では、市が実施した事務事業評価及び年次事業評価に対して外部評価を行い、委員会の評価を決定した。また、外部評価を行う過程において、事業の取組みに対する意見もあったため、今後の事業を推進するために、参考とすべきものとして記載した。

なお、各事業の評価結果の構成については、表 17 及び表 18 のとおりである。

表 17 事務事業評価に対する外部評価の結果の構成

番 号	1			①
事業名	健康増進事業	担当課	健康増進課	
事業目的	各種健康増進事業や精神保健事業等を実施するとともに、正しい知識の普及啓発を推進することにより、市民自ら生活習慣病等を予防し、心身の健康を保持増進できるようにする。			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進法に基づき、各種健康増進事業を実施する。 若年者の生活習慣病予防のため、40 歳未満の市民を対象としたヘルシーチェック健診を実施する。 精神保健に関する講演会、相談及び訪問指導を実施する。 			

(3) 事務事業評価に対する主な意見 ④				
① 必要性について、医療費の抑制や健康寿命の延伸のためには、重要な事業であり、「非常に高い」という評価は妥当である。				
② 目標達成度について、コロナ禍で実施の難しい事業が多い中、令和 3 年度は概ね例年どおりの事業を実施し、成果指標としても令和 2 年度で落ち込んだ数値を回復させており、「概ね達成できた」という評価は妥当である。				
③ 実施内容・方法について、各種の検診を個別に実施するのではなく、集団検診の機会を設けたり、医療機関と協力をするなどの具体的な案もあり、成果を高める工夫が考えられるとして、「余地がある」とした評価は概ね妥当であるが、受診啓発の難しさから、受診者を増やすための方法にはさらなる工夫が求められるとして、改善の「余地が大きい」との意見もあった。				
④ 公平性について、各種検診において、低所得者や 70 歳以上には自己負担がなく、講演・講座にも負担がないとのことであり、「余地がない」とする評価は妥当である。				
⑤ 総合評価について、コロナ禍で難しい事業運営が強いられる中、成果も回復基調にあり、より効果的な方法を模索している様子もうかがえ、「概ね順調」とする評価は妥当である。				

(1) 事業の評価に対する評価 ②							
必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が 5 段階評価を行った結果は、次のとおりである。							
評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5 段階評価)				
			5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
必要性	非常に高い	4.8	4 人	1 人			
目標達成度	概ね達成できた	4.8	4 人	1 人			
実施内容・方法	余地がある	4.6	3 人	2 人			
公平性	偏りがない 余地がない	5.0	5 人				
※委員会の評価（平均点）は小数点以下第 2 位を四捨五入している。							

(2) 総合評価に対する評価 ③							
担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が 5 段階評価を行った結果は、次のとおりである。							
担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5 段階評価)				
	合計点/満点		5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
☆☆ 概ね順調	A：最適な評価	25 点/25 点	5 人				

(4) 今後の方向性について ⑤				
担当課の今後の方向性は、「見直して継続【手段を改善】」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が 3 人、「重点化」が 2 人であった。このことから、現在の事業内容を維持してほしい。				

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等 ⑥				
① 企業や個人で実施している様々な検診と、市で実施している当該事業における検診とで、受診状況の情報を共有・整理できないことから、未受診の人への働きかけが難しい状況にあるように思われる。未受診の方に受診してもらえるよう検討が必要と思われる。				
② 他の検診と一緒に受診できるようになれば、受診率の向上に繋がると思われる。今後の取組みに期待したい。				

【構成の説明】

- ①事業名や事業目的等を記載しており、事務事業評価シートより転記した。
- ②「(1) 事業の評価に対する評価」は、表 10「事務事業評価に対する評価基準」(P10)に基づき、必要性や目標達成度等の4つの評価項目について、外部評価委員がそれぞれ5点から1点までの5段階で評価を行い、その平均点を記載した。
- ③「(2) 総合評価に対する評価」は、表 11「総合評価に対する評価基準」(P11)に基づき、5点から1点までの5段階で総合評価を行い、5人の外部評価委員の総合評価を集計し、「委員会の評価」に基づき、AからEまでの5段階で評価した結果を記載した。
- ④「(3) 事務事業評価に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、市が行った事務事業評価に対する意見について、主なものを記載した。
- ⑤「(4) 今後の方向性について」は、表 12「今後の方向性」(P12)に基づき、重点化や現状維持等の方向性について考察した結果を記載した。
- ⑥「(5) 当該事業に対する主な意見・提案等」は、外部評価委員の意見のうち、事業の取組状況等、「(3) 事務事業評価に対する主な意見」以外について、主なものを記載した。

表 18 年次事業評価に対する外部評価の結果の構成

番 号	5	指定管理		①
施設名	八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ		担当課	障がい福祉課
設置の目的	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条の規定に基づき、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって身体障がい者の福祉の増進を図る。			
業務内容	(1) やすらぎの事業の実施 ア 身体障害者の教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションの実施に関すること。 イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項に規定する地域活動支援センターとして創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業の実施に関すること。 ウ 身体障害者関係福祉団体の支援に関すること。 エ ボランティアの養成に関すること。 オ その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。 (2) やすらぎの利用の許可に関する業務 (3) やすらぎの施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務			

(2) 総合評価に対する評価 ③
 担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価					委員会の点数内訳（5段階評価）				
	合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点				
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価 25点/25点	5人								

(3) 年次事業評価に対する主な意見 ④

- ① コロナ禍にも関わらず、十分な開館日数・開館時間を確保されているため、評価は妥当である。
- ② 利用者への対応及びサービス等の向上について、個別の講座等の種類についてもよく工夫されており、実際に利用者アンケートにおける評価も高いことから、評価は妥当である。

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課の評価	委員会の評価（平均点）	委員会の点数内訳（5段階評価）				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に関する事項	職員数	A	5.0	5人				
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	5.0	5人				
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応及びサービス等の向上	行事の実行	A	5.0	5人				
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
⑤利用許可業務*	職員研修	A	-					
	利用料金の設定	-						
	減免の手続き	-						
	利用料金の徴収	-						
⑥施設設備及び物品の維持管理	公平な選考	-	5.0	5人				
	施設の維持管理	A						
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
物品の管理	A							
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	5.0	5人				
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	5人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。
 ※⑤利用許可業務については、該当する業務がないため、評価対象外である。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等 ⑤

- ① 利用者アンケートについて、利用者の声を直接聞くのは管理する側にとっても有益だと思う。期間を延ばす等アンケート数を増やしてはどうか。

【構成の説明】

- ①施設名や設置の目的等を記載しており、年次事業評価シートより転記した。
- ②「(1) 事業の評価に対する評価」は、表 13「年次事業評価に対する評価基準」(P13)に基づき、開館時間や管理執行体制等の 8 つの評価項目について、外部評価委員がそれぞれ 5 点から 1 点までの 5 段階で評価を行い、その平均点を記載した。
- ③「(2) 総合評価に対する評価」は、表 14「総合評価に対する評価基準」(P14)に基づき、5 点から 1 点までの 5 段階で総合評価を行い、5 人の外部評価委員の総合評価を集計し、「委員会の評価」に基づき、A から E までの 5 段階で評価した結果を記載した。
- ④「(3) 年次事業評価に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、市が行った年次事業評価に対する意見について、主なものを記載した。
- ⑤「(4) 当該事業に対する主な意見・提案等」は、外部評価委員の意見のうち、事業の取組状況等、「(3) 年次事業評価に対する主な意見」以外について、主なものを記載した。

番 号	1		
事業名	要保護児童対策事業	担当課	子ども家庭支援課
事業目的	・虐待の未然防止や再発防止に努めるとともに、保護を要する児童等に対し、保護その他の適切な支援を実施し、当該児童等の安全確保を図る。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等に関する相談及び保護を実施する。 ・要保護児童対策地域協議会の運営、虐待予防に関する講演会を開催する。 ・助産施設及び母子生活支援施設への委託を実施する。 ・養育支援訪問事業を実施する。 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	4.8	4人	1人			
目標達成度	概ね達成できた	4.6	3人	2人			
実施内容・方法	余地がある	5.0	5人				
公平性	偏りがある 非該当	4.8	4人	1人			

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	A：最適な評価	24点/25点	4人	1人			

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、「非常に高い」という評価は妥当であるが、判断理由について「法律、政令、省令、通達等により、市に実施が義務づけられている」ことのみを挙げているが、要保護児童対策ということであれば、「事業を止めた場合、市民の生命、財産等に大きな影響を与える恐れがある」ことも加味する必要があるのではないかと。
- ② 目標達成度について、活動指標の「相談活動の充実」では、相談が減るほうが虐待の未然防止の表れとして望ましいことから計画件数を絞っているということは理解できるが、活動指標はどの程度相談に対応することを想定し、体制を整えているのかということを検討し、設定すべきものではないのか。
- ③ 実施内容・方法について、社会情勢が子どもの保護を強く要請するようになっていることから、「余地がある」とした評価は妥当である。
- ④ 公平性について、「相談をしてきた方のみ対応している」ということから、受益者に「偏りがある」と評価しているが、相談をされた場合はどのような事情でも対応されるということであれば、「偏りが無い」と評価する余地も考えられる。また、「子ども」のみを対象としていることから「偏りがある」と評価する場合においても、誰しも「子ども」であったことはあることから、「偏りが無い」と評価する余地もあるのではないかと。
- ⑤ 総合評価について、マスコミ等で報道されるような重大事件の発生はなく、社会情勢にも対応していることから、「概ね順調」とする評価は妥当である。

(4) 今後の方向性について

本委員会の意見としては、「現状維持が」1人、「重点化」が4人であり、担当課の今後の方向性は、「見直して継続【重点化】」であった。このことから、今後の事業については、重点化に努めてほしい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① これからの時代、最も必要な事業であると思われる。潜在的に支援を要する方にも支援が行き届くよう職員の増員や学校との連携についても強化していただきたい。
- ② 家庭は密室になりがちで、外部の目が行き届きにくいのが、全ての子どもの幸せづくりのために、引き続き頑張っていただきたい。

番 号	2		
事業名	平和推進事業	担当課	人権・男女共同参画課
事業目的	平和都市宣言に基づき、市民の平和に対する意識の高揚を図る。		
事業概要	小学生を対象に、平和の尊さを学ぶ機会を提供するため平和施設見学会を実施する。		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	4.2	3人		2人		
目標達成度	達成できなかった	3.8	2人		3人		
実施内容・方法	余地がある	4.4	3人	1人	1人		
公平性	やや偏りがある 余地がある	4.4	3人	1人	1人		

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	B：適切な評価	21点/25点	2人	2人	1人		

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、平和推進事業は重要な事業と理解しているが、必ずしも市が行政事業として直接関与する必要性が「非常に高い」ものではなく、「八潮市平和都市宣言」に基づき、市の判断として行われる事業と考えられることから、「高い」と評価する余地も考えられる。
- ② 目標達成度について、事業概要には「平和施設見学会」のみが挙げられており、コロナ禍において実施ができなかったことから「C」とした評価は理解できるが、成果指標が設定されておらず、どのような評価基準で目標達成度を図るのが不明であるため、平和施設見学会の参加者数等を成果指標として設定する必要があるのではないかと。
- ③ 実施内容・方法について、「【成果】を高める【工夫】が考えられる」とあり、【工夫】については「考えられる対応策」に記載されているが、成果指標が示されていないことから、【成果】が何を指しているのか示されていないため、評価の妥当性を判断するのは難しい。
- ④ 実施内容・方法について、小学校5・6年生を対象に、毎年2校ずつ交代で募集しているとのことだが、行く機会が与えられない小学生がいることについて、何かしらの対策が必要であると考えられる。
- ⑤ 公平性について、「やや偏りがある」と評価しているが、事業目的が「【市民】の平和に対する意識の高揚を図る」であるのに対し、小学生のごく一部にしか本事業が向けられていないことから、「偏りがある」と評価すべきではないかと。事業の対象である【市民】との乖離が大きい。
- ⑥ 総合評価について、成果指標が示されない中で「成果が上がっている」としたことについては、感想文やアンケートなどを通じて得られたデジタル化されない情報を根拠にしているものと考えられるが、参加者数が少ないことを加味すると、「市民の平和に対する意識の高揚を図る」という事業目的に対して、「遅れ」と評価したほうがよいのではないかと。

(4) 今後の方向性について

本委員会の意見としては、「現状維持」が3人、「重点化」が1人、「その他」が1人であり、担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であった。このことから、現在の事業内容を維持しつつ、重点化や事業手法の変更についても検討してほしい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 平和都市宣言を読み、市民一人ひとりが、郷土の自然や平和な日常に思いを馳せ考える機会を作ることは、大変重要である。
- ② 今の活動では、接する人がかなり限られており、より広く、多くの人目に触れるよう事業方法を変更し、市民が平和について考えるきっかけを広げてほしい。
- ③ 八潮市立資料館との連携やシンポジウムの開催、平和関連のパネル展示など、小学生対象の平和施設見学会以外にも実施してきた活動があるため、それらの資料をデジタルアーカイブ化し、学校の平和教育等で活用してもよいのではないかと。

番 号	3	再評価	
事業名	交通安全指導・教育事業	担当課	交通防犯課
事業目的	交通安全教室や登下校時の見守り活動を通して交通安全に関する正しい知識を身につけさせて交通事故を未然に防止する。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園及び保育所においては正しい道路の渡り方を、小学校及び中学校においては正しい自転車の乗り方を、高齢者施設においては交通ルールの再確認を中心に交通安全教室を実施する。 ・通学路の主要な交差点等において交通指導員が子どもたちの安全を確保するため見守りを行う。また、併せて交通指導を行う。 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	4.8	4人	1人			
目標達成度	概ね達成できた	4.4	3人	1人	1人		
実施内容・方法	余地がある	4.8	4人	1人			
公平性	偏りが無い 余地が無い	5.0	5人				

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	A：最適な評価	25点/25点	5人				

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、「非常に高い」という評価は妥当であるが、判断理由について「事業を止めた場合、市民の生命、財産等に大きな影響を与える恐れがある」ことのみを挙げているが、交通指導員の確保などは「市が何らかの関与（監督、指導等）をしないと、問題が発生する可能性がある」ことも考えられるのではないか。
- ② 目標達成度について、交通安全教室に関する状況については活動指標・成果指標に示されているが、交通指導員に関する状況については、前回の外部評価で指摘があったが、反映されていない。活動指標として交通指導員の配置数を、成果指標として立哨率を示すとよいのではないか。
- ③ 実施内容・方法について、「社会情勢やニーズの変化等により、サービスの対象・量・水準を見直すことが考えられる」ことや「成果を高める工夫が考えられる」ことから、「余地がある」とした評価は妥当であるが、成果指標は「交通安全教室参加者数」であるため、成果指標に対する成果を高める工夫や見直すことについても示したほうがよいのではないか。
- ④ 公平性について、「偏りが無い」とした評価は妥当であるが、高齢者への指導が少ないとの評価を「総合評価」において行っていることから、指導を受ける機会を「偏りがある」と評価する余地もある。
- ⑤ 総合評価について、交通安全教室の開催については、コロナ禍にあった年度としては、十分な数字になっているものと考えられるが、交通事故の未然防止という恒常的最終目標との関係でいえば、「概ね順調」という評価は妥当である。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、高齢者等を対象とした教室の開催についても期待したい。

(4) 今後の方向性について

本委員会の意見としては、「現状維持」が5人であり、担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であった。このことから、現在の事業内容を維持してほしい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 小学校の交通安全教室などは重要性が高いと思うが、コロナを理由に一部中止となっていた。2年が経過している中で、方法などを変えてできなかったのか。
- ② 令和3年度までコロナ禍で実施できていなかった自転車シミュレーターについて、令和4年度から順調に実施できており、新庁舎に引っ越しした後も実施することによって、自転車による交通事故の防止について、今後の取組みを期待している。
- ③ 指導員の確保について、交通安全、下校時の見守りは必要不可欠と考えるため、子どもたちのために引き続き予算の確保を考えてほしい。
- ④ 交通安全教室は、子どもたちにとっても重要だが、大人にとっても重要なことであるため、一般を対象とした教室についても、引き続きお願いしたい。

番 号	4	指定管理	
施 設 名	八潮市立おおぜ学童保育所	担 当 課	保育課
設置の目的	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため		
業務内容	(1) 放課後児童健全育成事業の実施に関する業務 (2) 学童保育所の入所の承諾に関する業務 (3) 学童保育所の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務		

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	4.8	4人	1人			
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	5.0	5人				
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	5.0	5人				
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務※	利用料金の設定	A	5.0	5人				
	減免の手続き	A						
	利用料金の徴収	A						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	5人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	5.0	5人				
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	5人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（5段階評価）				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価	24点/25点	4人	1人			

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 開館時間について、新型コロナウイルス感染症による1日の休所はやむを得ないものであり、そのことを市として把握したうえで「A」とした評価は妥当である。
- ② 管理執行体制に関する事項について、実際に来所する児童数に対し、実際に配置している職員数を、市として十分に把握しており、「A」とした評価は妥当であるが、児童10人に対し職員1人以上とする基準自体の妥当性については、検討の余地があり、小学校低学年を優先に入所させているのであれば、職員数を増やして対応してもよいのではないかと。
- ③ 利用者への対応及びサービス等の向上について、アンケート結果は良好であり、書類等により適切であることを確認しており、「A」とした評価は妥当である。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 少子化の影響もあり、八潮市全体としては児童の数は減少傾向にあるが、地域間の差が激しくなっているようである。保育・教育について、経済効率のような数値に出やすいもので測ることが難しく、ある程度は非効率的であっても維持していく必要があると考えられる。
- ② おおぜ学童保育所には何度か伺ったことがあるが、いつも明るく、楽しそうな雰囲気子ども達も元気いっぱいであった。引き続き、保育サービスの向上に努めていただきたい。
- ③ 八潮駅前の学童保育所は多様化し、人数も増えていくことが想定される。基準に基づき職員を配置しているが、それぞれの学童保育所の状況により、職員を増やす等の対応をお願いしたい。

番 号	5	指定管理	
施 設 名	八潮市立はちじょうきた学童保育所	担 当 課	保育課
設置の目的	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため		
業務内容	(1) 放課後児童健全育成事業の実施に関する業務 (2) 学童保育所の入所の承諾に関する業務 (3) 学童保育所の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務		

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	4.8	4人	1人			
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	5.0	5人				
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	5.0	5人				
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務※	利用料金の設定	A	5.0	5人				
	減免の手続き	A						
	利用料金の徴収	A						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	5人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	5.0	5人				
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	5人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（5段階評価）				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価	24点/25点	4人	1人			

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 開館時間について、もともとの登録児童数が少なく、児童が1人もいないときは休所となるときがあり、そのことを市として把握したうえで「A」とした評価は妥当である。
- ② 管理執行体制に関する事項について、実際に来所する児童数に対し、実際に配置している職員数を、市として十分に把握しており、「A」とした評価は妥当であるが、児童10人に対し職員1人以上とする基準自体の妥当性については、検討の余地がある。また、他の学童保育所と比較すると、人件費が多いのではないかと。
- ③ 個人情報の保護について、USBメモリといったデジタルデータについての管理についても確認しており、「A」とした評価は妥当である。
- ④ 経費の執行管理について、登録児童数が少ないことからやむを得ないと思われるが、利用料金比率が10%を割っていることについては、安定した経営に不安が残るため、登録児童数を増やす等安定した経営に向けて取り組んでいただきたい。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 少子化の影響もあり、八潮市全体としては児童の数は減少傾向にあるが、地域間の差が激しくなっているようである。保育・教育においては、経済効率のような数値に出やすいもので測ることが難しく、ある程度は非効率的であっても維持していく必要があると考えられる。
- ② 学童保育所の対象となる小学校が各学年1クラスしかなく人数が少ないため、学童保育所の利用人数も少なくなっている。小学校の人数を送迎バスの導入等で増やすための取り組みに期待したい。

番 号	6	指定管理	
施 設 名	八潮市立どんぐり学童クラブ	担 当 課	保育課
設置の目的	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため		
業務内容	(1) 放課後児童健全育成事業の実施に関する業務 (2) 学童保育所の入所の承諾に関する業務 (3) 学童保育所の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務		

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に 関する事項	職員数	B	4.8	4人	1人			
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	5.0	5人				
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	4.8	4人	1人			
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	B						
	職員研修	B						
⑤利用許可業務※	利用料金の設定	A	5.0	5人				
	減免の手続き	A						
	利用料金の徴収	A						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	5人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	B						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	5.0	5人				
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	5人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（5段階評価）				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価	23点/25点	3人	2人			

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 管理執行体制に関する事項について、実際に来所する児童数に対し、実際に配置している職員数を、市として十分に把握しており、「A」とした評価は妥当であるが、児童10人に対し職員1人以上とする基準自体の妥当性については、検討の余地がある。
- ② 個人情報の保護について、個人情報のデジタルデータを取り扱う場合には、パソコンを外部ネットワークに接続しないものとするように指導しており、「A」とした評価は妥当である。
- ③ 利用者への対応及びサービス等の向上について、記録の管理が不十分であることが伺われることから、「B」とした評価は妥当である。書類作成等の事務作業を行う時間をきちんと設けるべきではないか。
- ④ 施設設備及び物品の維持管理について、古い施設であれば、維持管理はしっかりと行われなければならないところ、備品管理に記載漏れがあるというのは、不安が残る。市の「B」とした評価は妥当だが、「C」と評価しても良かったのではないか。
- ⑤ 総合評価について、職員の配置基準や職員研修は、児童福祉法が「最低基準」として市に条例を設けさせている中で定められており、一時的とはいえ、その条例を遵守できていなかったことは重いと考えられる。条例に則った運営がされていないものに対して、「協定内容等に対して良好」とする評価に違和感がある。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 少子化の影響もあり、八潮市全体としては児童の数は減少傾向にあるが、地域間の差が激しくなっているようである。保育・教育においては、経済効率のような数値に出やすいもので測ることが難しく、ある程度は非効率的であっても維持していく必要があると考えられる。
- ② 定員と受入人数とのアンバランスが原因で、配置基準を遵守できていなかったのであれば、市と指定管理者とで協議してもっと早く問題解決できなかったのか。
- ③ どんぐり学童クラブの看板がとても古くなっているため、人気がない学童となっていると思われる。外観も含め、清潔な状態を維持できるよう今後の取り組みに期待したい。
- ④ 不備も見られるが、職員は一生懸命働いていると思われる。「非常に不満」という方の理由がわからないことは残念である。記録が十分に管理されていれば何かわかったのではないか。

番 号	7	指定管理	
施 設 名	八潮市知的障害者生活サポートセンター	担 当 課	障がい福祉課
設置の目的	地域で生活する知的障害者及び知的障害児並びにその介護者の日常生活の支援、相談等を行うことにより、知的障害者等の自立及び社会参加の促進を図るとともに、その介護者の身体的及び精神的な負担を軽減する		
業務内容	(1) センターの利用の許可に関する業務 (2) 次に掲げる事業に関する業務 ア 知的障害者等の日常生活に関する相談に関すること。 イ 知的障害者等福祉関係団体の支援等に関すること ウ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。 (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務		

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	5.0	5人				
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	5.0	5人				
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	4.6	3人	2人			
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務※	利用料金の設定	—	4.8	4人	1人			
	減免の手続き	—						
	利用料金の徴収	—						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	5人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	4.8	4人	1人			
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	5人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

※⑤利用許可業務については、該当する業務がないため、評価対象外である。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（5段階評価）				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
S：「協定内容あるいは要求水準等」に対して優れている	A：最適な評価	23点/25点	3人	2人			

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 管理執行体制に関する事項について、生活サポートセンターと虹の家の間で、人員配置については相互に協力していることから、両者を分離して評価することは適切ではないが、実態としては職員配置等について業務に支障が出ないようにしていることが説明されており、「A」とした評価は妥当である。
- ② 個人情報の保護について、知的障がい者に関する個人情報の管理は特に慎重になされるべきところ、バックアップ用のハードディスクの管理まで確認されており、「A」とした評価は妥当である。
- ③ 利用者への対応及びサービス等の向上について、主な業務は市民からの「相談業務」であるはずだが、利用者アンケートや各指標は相談業務について評価されておらず、当該事業の適正な評価は難しい。
- ④ 利用許可業務について、現状の評価方法を前提として「A」とした評価は妥当であるが、本事業の「利用者」に、一時預かりの利用者などを含めたほうが良いのではないかと思われる。評価方法について検討していただきたい。
- ⑤ 経費の執行管理について、生活サポートセンターと虹の家の運営は、実態としてはかなり一体的になされているようであり、経費の執行管理について、どちらの経費に割り振るかの基準を明確すべきではないか。
- ⑥ 総合評価について、「一時預かり」や「学習支援」のサービス提供が、八潮市知的障害者サポートセンターの指定管理者の受託業務なのかの説明が不十分であったことから、利用者満足度調査が指定管理業務に対するものとして妥当なものかの判断が難しい。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 生活サポートセンターの事業の範囲が分かりにくい。一時預かりなどの指定管理者として独自に実施していることは、指定管理の内容ではないと思われるが、同施設を使っている業務である以上、市としても一定程度は把握し、評価する枠組みがあるとよいのではないか。
- ② 生活サポートセンターと虹の家が同じ場所にあり、相互に補充し合っている点、知的障がい者の生活サポートや生活介護を行っている点は、非常に有効であると思われるが、形式的に両事業を分けなければならないのであれば、分ける根拠が提示されていると良い。
- ③ 八潮市に住む知的障がい者やその家族にとって、とても必要なセンターだと思われる。引き続き、頑張ってください。

番 号	8	指定管理	現地視察
施設名	八潮市障がい者福祉施設虹の家	担当課	障がい福祉課
設置の目的	障害者が自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって障がい者の福祉の増進を図る。		
業務内容	(1) 障がい者福祉施設の利用の承認に関する業務 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 7 項に規定する生活介護を行う事業 (3) 障がい者福祉施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務		

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が 5 段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	5.0	5人				
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	5.0	5人				
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	5.0	5人				
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務※	利用料金の設定	—	5.0	5人				
	減免の手続き	—						
	利用料金の徴収	—						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	5人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	4.8	4人	1人			
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	5人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

※⑤利用許可業務については、該当する業務がないため、評価対象外である。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（5段階評価）				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価	24点/25点	4人	1人			

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 管理執行体制に関する事項について、生活サポートセンターと虹の家の間で、人員配置については相互に協力していることから、両者を分離して評価することは適切ではないが、実態としては職員配置等について業務に支障が出ないようにになっていることが説明されており、「A」とした評価は妥当である。
- ② 個人情報の保護について、障がい者に関する個人情報の管理は特に慎重になされるべきところ、バックアップ用のハードディスクの管理まで確認されており、「A」とした評価は妥当である。
- ③ 経費の執行管理について、生活サポートセンターと虹の家の運営は、実態としてはかなり一体的になされているようであり、経費の執行管理について、どちらの経費に割り振るかの基準を明確すべきではないか。
- ④ 総合評価について、生活サポートセンターと虹の家が同じ場所にあり、事業費の使い方についても基準があいまいとなっており、明確な基準を設けるべきではないか。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 生活サポートセンターと虹の家が同じ場所にあり、相互に補充し合って知的障がい者の生活サポートや生活介護を行っている点は、非常に有効であると思われるが、形式的に両事業を分けなければならないのであれば、分ける根拠が提示されていると良い。
- ② 虹の家へ見学した際、利用者様の生き生きとした姿が印象的であった。引き続き、頑張っていたきたい。

11. 全体に関する意見

令和5年度の本委員会では、8事業の評価を行い、行政評価全体についての意見を次のとおり提示した。今後、八潮市の行政評価制度の改善が図られ、一層、充実した制度となることを期待するものである。

意 見

【年次事業評価項目について】

利用許可業務について、市が行っている確認が適切に行われているかどうかの判断を、外部評価で行うことは非常に難しい。

総合評価について、利用者満足度指数により評価をしているが、アンケート結果の内容を踏まえ、良好である場合はより良い評価とすることも考えられるのではないかと。

【年次事業評価シート（様式）について】

アンケートの回答件数と集計件数が白紙回答等の理由により不一致となっているものがあつた。白紙回答等も表記するようにしたほうがよいのではないかと。

【アンケート方式について】

アンケートが無記名であるため、「非常に不満」という回答があつた場合の対応が困難であることは理解できるが、状況改善に向けた取り組みに結びつかないのは残念である。

【行政評価について】

毎年行っている外部評価であるが、市の行っている事業評価も適切な評価がされていると思う。今後もさらに努力してもらいたい。